

(別添 2) 国際基準における資産の帰属先に関する記述の抜粋

【93 SNA マニュアル】

9. 23. 「体系」において、支出は、売り手に対する支払いを行う単位とは区別される、究極的にその費用を負担する単位によるものとされる。支払いを行う単位は、また通常その費用を負担する単位である。しかし、このことは常に事実ではない。たとえば、ある単位は、その財貨の所有権が譲渡されている他の単位の代理人として行動して、売り手に支払うかもしれない。この場合、その代理人は、その代理人が払い戻しを受けたときに失効する短期の信用を買い手に与えたことになる。他の例は、家計が財貨またはサービスを購入し、その家計自身が使用のために確保するが、その後その費やした金額の一部あるいは全部について社会保障基金から払い戻しを受ける場合である。この場合には、払い戻しされる金額は、社会保障基金の支出として取り扱われる。
9. 65. 分割払い方式または同種の信用契約による(およびファイナンシャル・リースによる)財貨に関する支出は、たとえその時点における法律上の所有権の移転がないとしても、その財貨が引き渡された時点で記録すべきである。事実上、買い手は分割払い契約、ファイナンシャル・リースまたは同種の金融方式の下でその財貨が引き渡された時点から、所有の権利および責任を行使する。したがって、所有権の移転を引き渡しの時点で帰属(impute)する。また買い手の金融勘定には分割払い会社または金融会社に対する負債の発行を示さなければならない。
6. 116. オペレーティング・リースは、次のような特徴によって識別される。
- (a) 賃貸者、あるいは、機械や設備の所有者は、使用者による請求があり次第あるいは短い期間の事前通知で貸し出すことができるように設備のストックを良好な作動状態に維持している。
 - (b) 設備は様々な期間に対して賃貸される。賃借者は期間が満期になると賃貸サービス料を更新し、使用者は何回かにわたって同じ種類の設備を賃借することができる。しかし、使用者は、その設備の予想耐用年数の全体にわたってその設備を賃借しようとはしない。
 - (c) 賃貸者は彼が賃借者に提供するサービスの一部としてしばしば設備の維持と修理の責任を負う。賃貸者は一般にその設備の操作の専門家でなければならず、このような要素はコンピュータのような極めて複雑な設備の場合には重要である。このような場合には、賃借者やその雇用者はその設備を自らで適切に保守していくために必要な専門的知識や手段をもっていない。賃貸者は重大なあるいは長期の故障の際には設備を全面的に入れ替える責任を負っている場合もある。
6. 118. オペレーティング・リースに対して、ファイナンシャル・リースはそれ自身としては生産過程ではない。それは機械や設備の購入の融資方法として、貸付に代わる 1 つの方法である。(中略) 賃借者は賃貸者が契約期間を通じて利子を含むその費用のすべてあるいは事実上すべてをカバーすることができるような賃借料(レンタル)を支払う。フ

ファイナンス・リースは、所有のリスクと報酬とがその財貨の法的所有者、すなわち、賃貸者からその財貨の使用人、すなわち、賃借者に事実上すべて移転されるという点で識別することができるであろう。そのような取り決めの経済的現実を捉えるためには、法的にはリースの対象となる財貨は賃貸者の財産でありつづけるわけではあるが、少なくとも、リース期間の終了時点（通常、法的所有権が賃借者へ移動する）まで、賃貸者から賃借者へ所有権の移転があったとみなす。賃貸者は賃借者に対する貸付を行っているように取り扱い、賃借者はそれによって当該設備をファイナンスすることができるものとみなす。そして、賃貸借料は借入金の返済と利払いをカバーするものとして扱う。

【ESA95 manual on government deficit and debt】

IV. 4. 企業部門によりファイナンスされ、利用される公的インフラ

2. 国民経済計算における取り扱い

2. 1 ケース 1：政府が当該企業に対して定期支払を行う場合（*1）

（*1）訳者注：ケース 1 は、政府が消費するサービスを提供するためのインフラ（刑務所等）の建設、運営等を企業に行わせるケース。

a. ケース 1 a

利用期間中、所有に係るリスクと報酬のほとんどを当該企業が負っている場合、当該インフラは当該企業の B/S に記録される。

政府と当該企業間の契約は、オペレーティング・リースの特徴を有している。政府の純貸出／純借入（B. 9）に対しては、政府による定期支払のみが影響を与える。

当該インフラが利用期間終了時点で政府に譲渡される場合には、資本移転（その他の資本移転、D. 99）と同額の総固定資本形成を通じて政府の B/S に記録され、政府の純貸出／純借入（B. 9）には影響を与えない。

b. ケース 1 b

利用期間中、所有に係るリスクと報酬のほとんどを政府が負っている場合、当該インフラは政府の B/S に記録される。

政府と当該企業間の契約は、ファイナンス・リースの特徴を有している。

当該企業により建設されたインフラは、同額の帰属借入（F. 4）とともに、総固定資本形成を通じて政府の B/S に計上される。

総固定資本形成は、ESA95 規則（§3. 112 参照）に従って記録される：総固定資本形成の金額は政府の純貸出／純借入（B. 9）に影響を与える。帰属借入の額だけ政府債務が増加する。

利用期間中の毎年の支払は、帰属借入にかかる元本返済と利子支払に分割する必要がある。利子支払は政府の純貸出／純借入（B. 9）に影響を与える。

所有に係るリスクと報酬は、付録に示した諸要素（*2）に応じて評価すべきである。

(* 2) 訳者注：具体的には、次の 8 つの観点が挙げられている。

1. 当該資産のメンテナンス及び保険について責任を有しているのは誰か？
2. 契約の中途解除の際、誰が資金返済を行うか？
3. 当該資産の内容を誰が決定するか？
4. 需要リスクを誰が負うか？
5. 第三者からの収入があるか？
6. サービスの質が不十分であった場合に、政府の支払が減るか？
7. 当該企業にかかる費用が増加した場合に、政府の支払が増えるか？
8. 残存価値に係るリスクを誰が負担するか？

(別添 3) 国際基準における調整勘定に関する記述の抜粋

【93 SNA マニュアル】

A. その他の資産量変動勘定

(中略)

＜部門分類および構成の変更 (K. 12. 1)＞

12. 58. 構成の変化もここに記録される。金融勘定は、法人企業のリストラクチャリングから生じる、ある種の金融資産および負債の出現または消滅をカバーするものではない。ある法人企業が他の法人企業（複数でもよい）により吸収されることにより、法人企業が、独立の法的実体でなくなり、したがって、「体系」における制度単位としては消滅するとき、その法人企業とそれを吸収する企業との間に存在するすべての債権／負債は、削除される。これらの金融手段の消滅は、部門分類と構成の変更のもとに記録する。

12. 59. 対称的に、法人企業が法的に2つまたはそれ以上の制度単位に分割されるとき、株式およびその他の持分を含む新たな債権および負債が、新しい制度単位間に現れるであろう。これらの金融手段の出現も、このカテゴリーに記録する。

【ESA95 manual on government deficit and debt】

II. 3. 2 現物資本投入

2. b. 政府は、資産を直接活用するよりも高い経済的収益を得ることを期待して、公的企業に非金融資産を譲渡する。かつ／または、当該譲渡は、政府と当該企業との関係にある側面において変更したり、新たな単位を形成する一連の出来事の一部である。

このような状況は、非金融資産の金融資産（公的企業に対する政府の持ち分）との交換とみなすことができる。取引を記録する必要はない。その代わり、B／Sの変更を説明するため、その他の資産量変動勘定、特に K. 12. 1「部門分類および構成の変更」を用いるべきである。

この場合、純貸出／純借入には影響は及ばない。同額の2つのフローが記録され、その他の資産変動勘定においてバランスするため、正味資産にも影響は及ばない。

3. b. 資産の大幅な譲渡を通じた資産・債務の再編は、通常の意味における「取引」とは異なり、少なくとも資産の単純な譲渡とは異なるとみなされるだろう。

(中略)

ESA95, § 6. 30: 分類および構成の変更 (K. 12. 1): 『制度単位の構成の変更』の項目は、法人組織の再編に起因する金融資産・負債の出現・消滅をカバーする。」

K. 12. 1 は、非金融資産にも適用が可能とされている。当該単位の機能等に関するその他の変更と同時に行為される場合には、「構成の変更」の項目にはB／S上の大幅な変更も含まれると想定されている。

IV. 3. 売却・リースバック

2. b. 既存の公的企業である場合 (*3)

(*3) 訳者注: 資産所有者が所有資産売却後ただちに売却先からリースを受け直すという「売却・リースバック取引」のうち、売却元が政府、売却先が既存の公的企業であるケース。

政府から既存の公的企業に対する固定資産の譲渡が、総固定資本形成の名目で資産売却として取り扱われる（純貸出／純借入に影響を及ぼす）ためには、2つの要件があると考えられる：

- ・当該企業が実体を有し、通常このタイプの活動に関与しており、当該取引を行うのに適当な規模を有していなければならない。すなわち、当該企業が保有する既存資産に対し、譲渡資産が不釣り合いであってはならない。
- ・当該資産の取得に係る資金を、自らのリソースから（または自らの市場借入で）調達している。

しかし、これらの要件の1つが満たされない場合、当該事業の本質が問われなければならない。特に、当該取引全体が、当該資産のより効率的な運用に向けた公的部門内の資産再編であると考えられるケースがあり得る。その場合、資産の譲渡はその他の資産量変動勘定に記録されるだろう。「売却」代金が、過去に政府が借入によって調達したものである場合には、取引全体を2つの部分に分けるべきである：

- ・初めに、当該単位の自己資本を増加させる資産（例えば建物）の譲渡が、その他の資産量変動勘定に記録される。
- ・次に、金融取引（当該単位による借入（F. 4）と、持分（F. 5）の引出しとみなされる政府への支払）が記録される。

結果として、このような資産再編の文脈においては、一般政府の純貸出／純借入には影響は及ばない。